

養豚及び採卵養鶏の経営安定対策

<対策のポイント>

養豚及び採卵養鶏の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。
T P P 11協定等の発効を踏まえて、肉豚経営安定交付金（豚マルキン）については、補填率等の引上げを実施します。

<政策目標>

- 豚肉の生産量（131万トン [平成25年度] →131万トン [平成37年度まで]）
- 鶏卵の生産量（252万トン [平成25年度] →241万トン [平成37年度まで]）

<事業の内容>

1. 養豚経営安定のための支援

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）（所要額）16,804（9,966）百万円

- 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します。（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出します。）

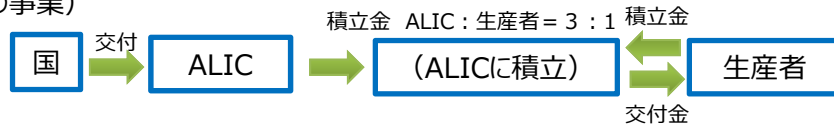
2. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵生産者経営安定対策事業 4,862（4,862）百万円

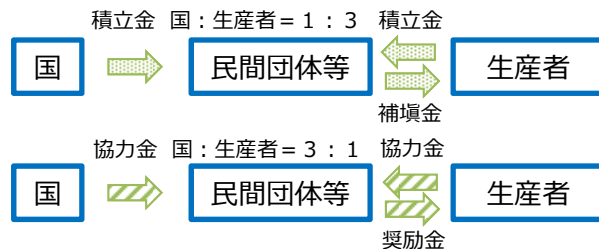
- 鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付します。

<事業の流れ>

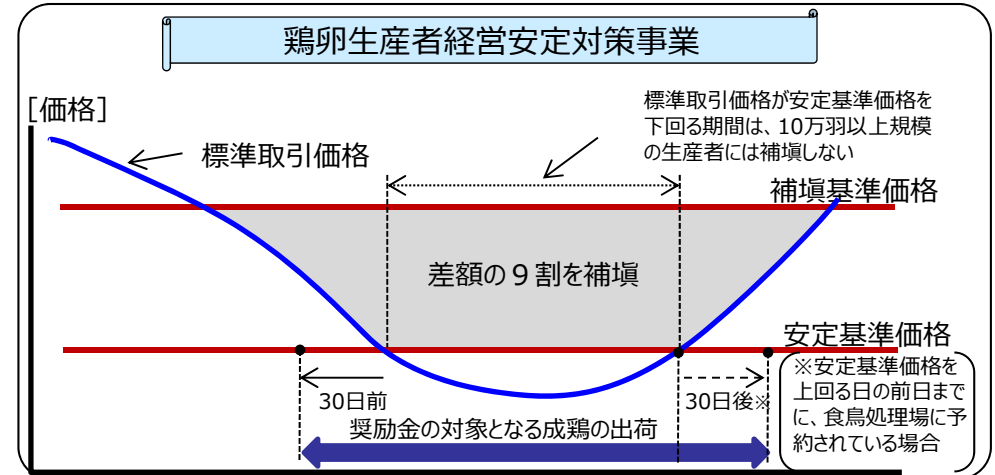
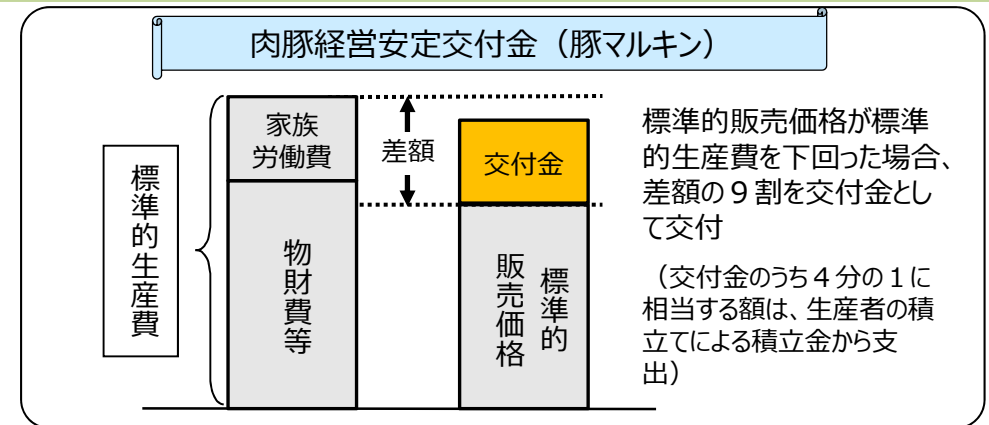
(1の事業)



(2の事業)



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 生産局畜産企画課 (03-3502-5979)
(2の事業) 生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)